

平成22年第7回稲城市教育委員会定例会

1 平成22年7月23日、午前9時52分から稲城市役所6階603会議室において、平成22年第7回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
伊勢川 岩根
中田 中
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	川崎 寿治
指導室長	飯島 英世
学校教育課長	松本 葉子
指導主事	細谷俊太郎
学校給食	
共同調理場所長	小川 三男
生涯学習課長	伊藤 徹男
体育課長	吉野 正明
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	宮崎 光弘

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	長崎 健
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	渡辺麻衣子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第20号議案
「稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (5) 日程第5 第21号議案
「平成22年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (6) 日程第6 第22号議案
「稲城市立図書館協議会委員の任命について」
- (7) 日程第7 報告事項

委員長 　ただ今から、平成22年第7回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんで
しょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員に願
いいたします。

次に、日程第2　「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会
期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

これより議事に入りますが、本日は都合上、日程第5　第21号議案を先に
行い、採決が終わり次第暫時休憩し、再開後は議事日程に従って進めることと
いたします。

それでは、日程第5　第21号議案「平成22年度稲城市教育委員会職
員の人事について」を議題といたします。本案につきましては、人事案件であ
ることから、秘密会といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでし
ょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員長 　ご異議なしと認めます。よって、第21号議案は秘密会といたします。本秘
密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席 ）

（これより第21号議案は秘密会）

秘密会議録は別紙。

（これにて第21号議案の秘密会は終了）

（ 暫時休憩 ※ 退席した職員と傍聴者は入室 ）

委員長 　再会いたします。

これより第21号議案「平成22年度稲城市教育委員会職員の人事について」
を採択いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求

めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第 2 1 号議案は原案のとおり可決いたしました。暫時休憩いたします。

(暫時休憩 ※ 結果を市長部局に報告)

委員 長 再開いたします。

教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第 3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 (教育行政報告)

学校教育課

- 1 工事請負状況について
- 2 平成22年 6 月分不登校による欠席児童・生徒数について
- 3 複合施設ふれんど平尾関係について

指導室

- 1 担当者事業について
- 2 推進・連携事業について
- 3 学校訪問について
- 4 研修事業について
- 5 その他の事業について
- 6 教育相談所関係について
- 7 教育センター関係について

学校給食共同調理場

- 1 施設見学・試食会について
- 2 平成22年度 4 ～ 6 月の給食調理数について
- 3 地場野菜の活用状況について

生涯学習課

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 青少年委員関係について
- 4 青少年指導者養成事業について
- 5 稲城ふれあいの森関係について
- 6 芸術文化活動の振興について
- 7 文化財の保護と普及について
- 8 生涯学習推進事業について
- 9 学校施設コミュニティ開放事業について

10 放課後子ども教室支援事業について

体育課

- 1 体育指導委員協議会関係について
- 2 市立公園内運動施設管理運営について
- 3 体力づくり運動推進事業について
- 4 スポーツ教室について
- 5 国体関係について
- 6 市民プール運営事業について
- 7 学校開放について
- 8 社会教育施設について
- 9 その他について

文化センター課

- 1 会議について
- 2 公民館主催事業の実施状況について
- 3 児童館における事業の実施状況について
- 4 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 5 平成22年6月文化センター課利用統計について

図書館

- 1 特別整理（蔵書点検）について
- 2 市立図書館主催事業について
- 3 中央図書館主催事業について
- 4 学校との連携について
- 5 城山体験学習館の主な事業について
- 6 平成22年6月図書館利用統計について

委員 長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第20号議案「稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、引用法令・条項等の整備に伴い、稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

学校教育課長 稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の議案概要説明書をご覧くださいながら、説明させていただきます。

学校教育法の一部を改正する法律が平成19年6月27日に公布されまして、平成19年12月26日から施行されました。この一部改正に伴い、稲城市立学校施設使用条例の第4条第1項において、学校教育法の引用条文が法第85条から第137条に変更となったことから、稲城市の条例において条ずれが生じておりま

すので、引用条項の整理を行うため、条例改正を行うものでございます。

なお、施行につきましては、公布の日からとし、改正後の施行日である平成19年12月26日付で適用いたします。以上でございます。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。中田委員。

中田委員 条例の条項が変わったとのことですが、内容の変更はありますか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 法律自体は多岐に渡り、大編成がございました。ただし、今回の法改正に伴い、学校施設使用条例自体の内容は一切変更はございません。条ずれのみとなっております。

委員長 他にいかがでしょうか。他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第20号議案「稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採択いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第22号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。本案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第22号議案は、秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩 ※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席)

(これより第22号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて第22号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩 ※ 退席した職員と傍聴者は入室)

委員長 再会いたします。

これより第22号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を採択いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 「報告事項」です。本日の報告事項は3件です。「国際交流事業について」、「野沢温泉村宿泊体験学習について」、「服務事故について」を指導室長より順次説明をお願いいたします。

指導室長 初めに、「国際交流事業について」を報告させていただきます。アメリカのオレゴン州、ユージン学園の児童22名と保護者など20名の合計42名が、7月2日金曜日から7月5日月曜日まで、3泊4日のホームステイによる本市訪問を行いました。

到着日の7月2日金曜日には、よみうりランドで楽しんだ後、ホストファミリーと対面し、ホームステイに入りました。

7月3日土曜日には、第二小学校で授業交流をいたしました。第二小学校では全校集会を開き、両国の国歌斉唱の後、ゲームや箏曲鑑賞、全校合唱などの歓迎セレモニーをし、その後、2・3時間目に図工の学習でお菓子の家づくりをし、子供同士で会話をしながら活動をいたしました。また、第二中学校の生徒も参加し、小学生とともに、学習した英語を活用しながら交流を進めました。午後には後楽園で野球観戦をしたグループもありました。

一行は7月5日月曜日の朝、稲城駅でホストファミリーに見送られ、稲城市での体験を終了しております。

次に、小学校6年生の「野沢温泉村宿泊体験学習について」を報告させていただきます。

7月21日水曜日から7月31日土曜日までの11日間、市内全小学校の6年生が4グループに分かれて、宿泊体験学習を実施いたします。

7月21日には、第1グループとして第三小学校、第四小学校、第六小学校が、既に野沢温泉村での体験学習中でございます。本日、第一小学校、第二小学校、第七小学校、平尾小学校の第二グループが出発をいたしました。この後、25日から、向陽台小学校、城山小学校、長峰小学校の第三グループ、27日からは若葉台小学校が出発する予定になっております。期間中は指導室職員を現地に配置し、万全を期してまいります。

最後に、「服務事故について」を報告をさせていただきます。

本年6月28日月曜日の午前8時15分ごろ、警視庁南大沢警察署より、「6月27日日曜日の夜9時20分頃、当該教諭、市内の小学校男性教諭が住居侵入により逮捕された」との連絡が当該校の校長にございました。この詳細につきましては、ホームページに載せてございまして、その資料をお手元に置かせていただいております。

指導室では、校長からの報告を受け、教育長に報告をするとともに、所管の南大沢警察署に事実の確認をいたしました。その後、再三、警察署に取り調べの状況や接見の申し入れをいたしました。取り調べ中であるとのことで接見することができず、また、詳細については確認することができませんでした。

7月9日金曜日の午前10時30分頃、マスコミが当該校に当該教諭について取材に入ろうとしたことに始まり、各社から当該校及び教育委員会に問い合わせが相次ぎました。また、正午前後の報道では、当該教諭の住居侵入以外に、多摩地区で2008年11月から今年1月にかけて発生していた小中学生の少女が狙われた強制わいせつ事件について関与の疑いがあることについて報道をされております。指導室では改めて警察署に確認いたしました。これらの内容に関する発表はしていないとのことでございました。

教育委員会では、学校の混乱を避けるために、同日の午後2時30分及び午後4時50分の2回に渡り、校長と教育委員会の記者会見を行いました。そして、同日夜7時より全保護者に向けて臨時保護者会を実施し、校長から本件についての事実や経過、今後の対応について説明するとともに謝罪をしております。

指導室では、7月12日月曜日から指導主事が学校に出向き、教員が登校時の地域巡回をすることに伴う見回りを行いました。教育長も一緒に見回りの状況を見ていただいております。また、下校時には集団下校の引率を教員が行うとともに、PTA会長を初め、保護者、地域の協力により、地域ぐるみでマスコミ関係者により子供たちが動揺しないよう対応をしております。

また、7月12日から教育相談所の臨床心理士、指導室の臨床心理士を派遣し、当該校のスクールカウンセラーと連携しながら、子供たち及び保護者の心のケアに努めております。特に7月14日水曜日には、当該校のスクールカウンセラーによる当該学級の児童及び保護者に対しての心のケア、そして、全保護者向けによる、親は子供にどのように接したらいいかというお話を聞く機会を設けるなど、子供と保護者の心のケアに努めております。

このような折に、7月16日金曜日の午前中、この男性教諭が警視庁に再逮捕されたとの情報を確認いたしました。その際、改めて警察に容疑の内容の確認をいたしました。まだ取り調べ中であり、詳しいことは伝えられないということではございましたが、再度の確認の結果、「報道されている内容であると予想される」との回答でございました。

教育委員会では再逮捕を受け、校長とともに7月16日金曜日の午後3時より記者会見、午後7時より全校保護者会を開き、教育委員会、校長、PTA会長より今後に向けてのさらなる子供への対応等についての説明及び出席者との意見交換をもらい、共通理解を深めました。

7月21日水曜日より夏休みに入りましたが、引き続きカウンセラーを置き、いつでも相談に乗れる体制を継続しているところでございます。

また、昨日、小平警察署にて、午前9時15分から10分間、当該校長とともに教育委員会指導室長が接見を行い、報道されている内容の容疑について本人に確認をいたしましたところ、本人が認めている状況でございます。今後は東京都教育委員会と連携をとりながら、処分及びその教員の後補充について進めてまいりたいと思います。

指導室といたしましては、このようなサービス事故が二度と起きないように、サービスの厳正をさらに徹底してまいりたいと考えております。申しわけございませんでした。以上でございます。

委員長 報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。中田委員。

中田委員 教諭の不祥事の件についてですが、実際、こういう時は、マスコミや保護者に対しての情報開示、地域やPTAとの連携、何よりも子どものケアなどが重要だと思いますが、今回は非常に素早い対応をしていただけたと思っております。

私の聞いた範囲では、大きな混乱もなく、保護者の側も批判するというよりも協力的な雰囲気だったということですので、今回の対応は非常に良い対応だったのではないかと考えています。色々とお苦勞をおかけしたと思いますが、どうもありがとうございました。

委員長 本当に大変なことだったと思いますが、ありがとうございました。教育長、お願いします。

教育長 中田委員からご感想をいただきましたが、今回、指導室ともスムーズにいった部分の要因としては、やはり平時、学校とPTAの関係が非常に良かったということと、学校は学校としての立ち位置、PTAはPTAとしての立ち位置をそれぞれ機能させていただけたことだと思います。また、地域の方々にも学校との関係において、普段良い状況をつくっておいていただきましたので、三者の関係が相乗的に機能したということが、スムーズで安定した状況に見ただけかと思っています。

それから、市P連が情報の共有化、アクションの共有化ということで、やはり大きな目で支えていただいたところも要因であると考えております。ですので、そういう意味で、日常の中で、市P連の皆様との関係や、学校は学校単位としての保護者と学校との良い関係づくりをしておくことが子どもを動揺させないで救うということが、今回の件で、改めて私たちも認識させていただいたと思っております。

委員長 他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午前11時15分閉会)